

新	旧
<p>第4章 保護預り約款</p> <p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>第3条 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で<u>混合</u>して保管します。</p> <p>(3) 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と<u>混合</u>して保管することがあります。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(<u>混合</u>保管等に関する同意事項)</p> <p>第4条 前条の規定により<u>混合</u>して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(<u>混合</u>保管中の債券の<u>抽選</u>償還が行われた場合の取扱い)</p> <p>第5条 <u>混合</u>して保管している債券が<u>抽選</u>償還に<u>当選</u>した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規定により公正かつ厳正に行います。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第9条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>混合</u>保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>(償還金等の代理受領)</p> <p>第11条 保護預り証券の償還金(<u>混合</u>保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p> <p>第6章 外国証券取引口座約款</p> <p>(外国証券の<u>混合</u>寄託等)</p> <p>第4条 申込者が当社に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。)は、<u>混合</u>寄託契約により寄託するものとし、当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」という。)については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣</p>	<p>第4章 保護預り約款</p> <p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>第3条 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で<u>混蔵</u>して保管します。</p> <p>(3) 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と<u>混蔵</u>して保管することがあります。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(<u>混蔵</u>保管等に関する同意事項)</p> <p>第4条 前条の規定により<u>混蔵</u>して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(<u>混蔵</u>保管中の債券の<u>抽せん</u>償還が行われた場合の取扱い)</p> <p>第5条 <u>混蔵</u>して保管している債券が<u>抽せん</u>償還に<u>当せん</u>した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規定により公正かつ厳正に行います。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第9条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>混蔵</u>保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>(償還金等の代理受領)</p> <p>第11条 保護預り証券の償還金(<u>混蔵</u>保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p> <p>第6章 外国証券取引口座約款</p> <p>(外国証券の<u>混蔵</u>寄託等)</p> <p>第4条 申込者が当社に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。)は、<u>混蔵</u>寄託契約により寄託するものとし、当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」という。)については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣</p>

<p>行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。</p> <p>3 前項により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」という。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」という。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。</p> <p>4 (略)</p> <p>(寄託証券に係る共有権等)</p> <p>第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7章 国内外貨建債券取引約款</p> <p>(受渡期日)</p> <p>第2条 受渡期日は申込者が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。</p> <p>第15章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款</p> <p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p> <p>第2条 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等(租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。)に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るもの)に限り受入れます。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(2020年7月)</p>	<p>行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。</p> <p>3 前項により混蔵寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」という。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」という。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。</p> <p>4 (略)</p> <p>(寄託証券に係る共有権等)</p> <p>第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7章 国内外貨建債券取引約款</p> <p>(受渡期日)</p> <p>第2条 受渡期日は申込者が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。</p> <p>第15章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款</p> <p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p> <p>第2条 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち円貨で支払われる上場株式等の配当等(租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。)に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るもの)に限り受入れます。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(2020年4月)</p>
---	---

以上